

事務局通信

令和6年11月号

会員拡大を図りましょう！ 会員皆さんで入会勧誘に取り組みましょう！

今月は、地域社会への貢献とシルバー事業を広く市民の方々に周知する「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」です。

また、地域社会への貢献とシルバー事業の健全な活動・拡充を図るためには会員の拡大が必要です。

会員の皆様の積極的な入会勧誘をお願いします。

会員入会説明会（予定）

- ・月日 11月11日（月）、12月12日（木）
- ・時間 13時30分から（1時間程度）
- ・場所 りふれ 研修室2

※事前に、予約が必要です。本所又は支所に申し込みください。



剪定講習会を開催しました！

日時 10月9日（水）9時30分～16時00分

場所 松浦河畔公園管理事務所

参加者 10名の会員が参加されました。

講習内容 実技を主にした講習で、中級者程度の方を対象とした内容でした。



会報誌「シルバーからつ」に掲載する巳年生まれの 会員さんの投稿を募集中！

内容としては、次のような質問に回答していただき、顔写真付きで掲載したいと考えております。

- ①入会の動機は
- ②健康法は
- ③趣味は

掲載は10名程度。予定人数に達し次第締め切ります。

募集期間：令和6年11月30日まで

提出先：各支所職員又は本所事務所まで



巳年

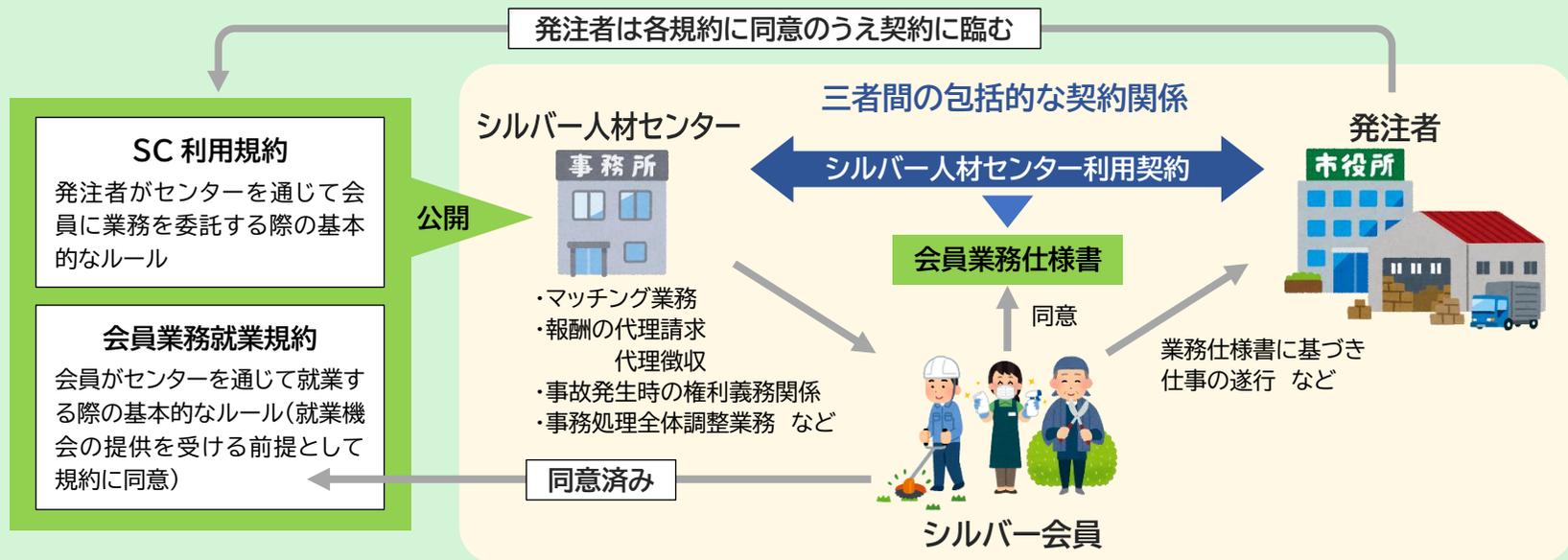
略称フリーランス新法が令和6年11月1日に施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直が必要となりました。

見直し後も変わらないこと

- ・今までどおり、センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に依頼します。
- ・発注者から会員に直接連絡がいくことはありません。
- ・配分金についても、発注者への請求はセンターが行い、会員にはセンターからお支払いします。

見直し後に変わること

- ・発注者、センター、会員の三者間での契約となります。これは、会員がセンターから送られる「会員業務仕様書」に同意(署名不要)することで成立します。
- ・「会員業務仕様書」を各会員に郵送でお送りすることによる事務量の増大に対応するため、シルバー人材センター専用アプリ Smile to Smile(会員専用サイト)が開発されました。これは、スマートフォンまたはパソコンから会員専用サイトへ会員がアクセスして使用します。
- ・会員の皆様にこの Smile to Smile の使い方をさせていただくため専門の職員を配置しております。



【新たな契約形態のポイント】

- ・すべての契約において不変の事項は「規約」としてまとめて約款の扱いとする。(SC利用規約及び会員業務就業規約はHPに掲載し公開)
- ・三者間の包括的契約関係を成立させるために、原則、書面又は電磁的方法による就業条件(会員業務仕様書)の明示及び会員の同意(署名不要)が必要。
- ・発注者が個人家庭の場合は、利用契約の締結及び会員への就業条件明示は口頭でも差支えない。(個人家庭は、フリーランス法上の事業者には該当しないと解されるため。)
- ・発注者とセンターとの契約関係は、準委任。この場合、契約書は課税文書に該当しないため印紙不用。